

# 優良性評価制度について

## 優良性評価制度とは

産業廃棄物処理業者からの申請に基づき、都道府県が、遵法性、情報公開、環境保全の取組の観点から設定した評価基準に適合することを確認する制度。

適合確認された産業廃棄物処理業者については、許可更新・変更時に申請書類の一部を省略することが可能。

## 優良性評価の基準

### 遵法性

- 5年以上の業の実績があり、過去5年間に不利益処分を受けていないこと

### 情報公開性

- 処理行程・処理実績、処理料金等をインターネットで公開し、決められた頻度で最新の内容に更新していること

### 環境保全の取組

- ISO14001、エコアクション21またはこれと相互認証された環境マネジメントシステム(EMS)の取得

ワンランク上の優良企業を目指す  
処理事業者の自主的取組の後押し

排出事業者が処理委託先を  
選ぶ際の判断基準

産業廃棄物処理業の健全な発展と適正処理の推進

# 産業廃棄物処理業者優良性評価制度の施行状況

## 適合確認状況

(平成21年6月30日現在)

	許可件数	事業者数
国の制度による適合確認	2,316件	280事業者
都道府県独自の制度による適合確認	637件	164事業者

※ 適合確認されてから把握されるまで数週間程度要するため、数は暫定値。

## 優良性評価認定を受けていることを入札要件としている取組

- (独)国立環境研究所において、平成20年度不用試薬類の収集運搬及び処分業務の入札要件化

### 仕様書の一般事項(抜粋・要旨)

- ・電子マニフェストを使用すること
- ・いずれかの都道府県政令市で優良性評価基準の適合確認を受けていること



- 地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪府立呼吸器・アレルギー医療センターにおいて、産業廃棄物(ガラス屑、金属屑、廃プラスチック類)の収集・運搬及び処分業務の入札要件化

### 入札説明書の入札参加資格(抜粋)

- ・大阪府産業廃棄物処理業者遵法性・情報公開性・環境配慮の取組に係る基準適合確認実施要領に規定する基準に適合していること

# 廃棄物処理施設設置許可手続について

## 申請者

### 申請に必要な資料

- ・申請書 ー 氏名、設置場所 ー 施設の設置計画 ー 施設の種類 ー 施設の維持管理計画 等
- ・設置することが周辺の生活環境に及ぼす影響についての調査結果書

申請

## 都道府県・政令市

- ・施設設置に伴う大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地下水に係る調査項目の現況
- ・自然的条件及び社会的条件の現況
- ・生活環境への影響の程度の分析結果 等

### 公告縦覧手続

- ・施設設置場所、施設種類等の公告縦覧
- ・申請書及び生活環境影響調査結果書の公告縦覧
- ・関係市町村長の意見聴取
- ・利害関係者は意見書を提出することができる

### 許可の基準

- ・設置計画及び維持管理計画が周辺の生活環境の保全等について適正な配慮がなされたものであること
- ・申請者の能力が設置及び維持管理を的確かつ継続的に行うに足りるものであること
- ・申請者が業の許可と同様の欠格要件に該当しないこと

生活環境保全上必要な条件を付することができる。

許可

施設建設

使用前検査

稼働

専門的知識を有する者の意見聴取

# 廃棄物最終処分場の管理の流れ

都道府県知事の廃棄物処理施設設置許可を取得

10～20年程度

埋立期間

- 使用前検査
- 維持管理基準に従い維持管理を行う義務
- 維持管理積立金を積み立てる義務

埋立終了時には、都道府県知事へ届出

安定型処分場：平均 3年  
管理型処分場：平均18年

維持管理期間

- 維持管理基準に従い維持管理を行う義務
- 維持管理のために維持管理積立金を取り戻すことができる

最終処分場の廃止について、都道府県知事へ届出

廃止基準へ適合していると都道府県知事が確認

特別の維持管理を行わなくても、掘削等による遮水工の破損や、埋立廃棄物の攪乱等がなされなければ、生活環境保全上の支障が生じるおそれがない状態であると確認

最終処分場を廃止

跡地形質変更届出制度上の指定区域に都道府県知事が指定

土地の形質を変更する者は、都道府県知事へ届出

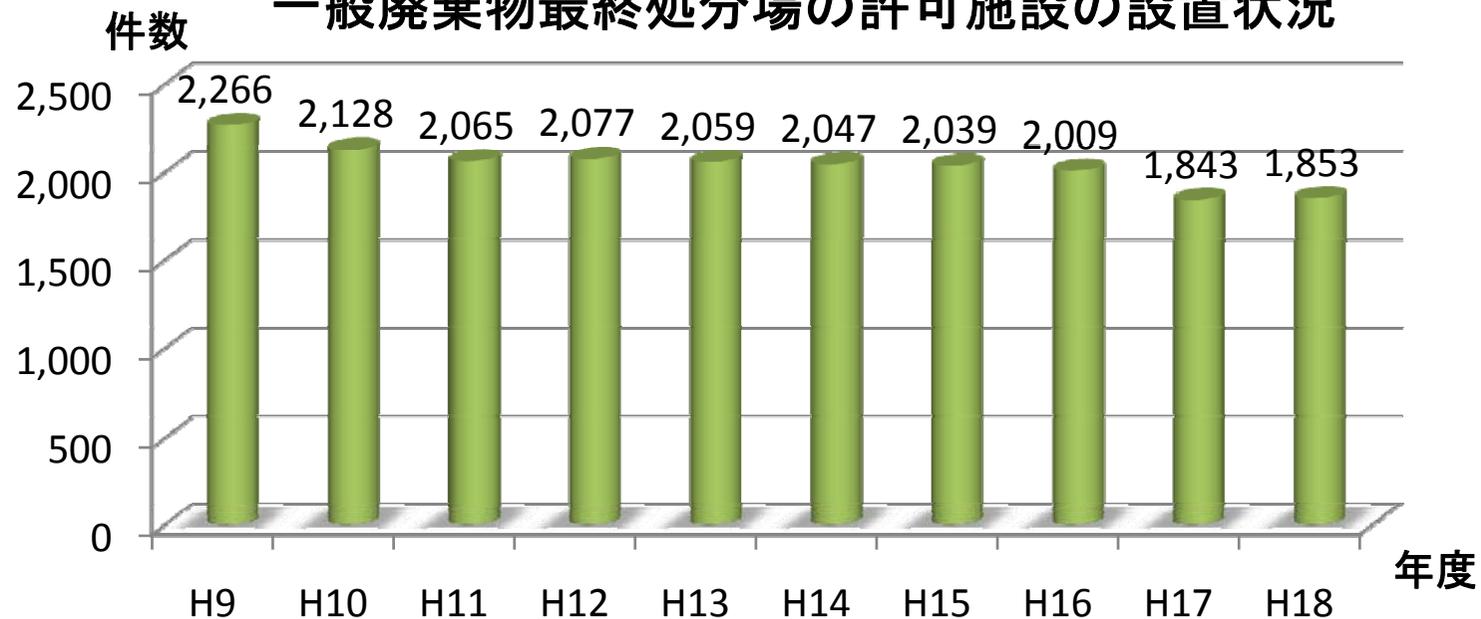
# 一般廃棄物処理施設の設置状況

(平成18年度実績)

## 一般廃棄物処理施設の設置状況

区 分	施設数
ごみ焼却施設	1,301
民間	319
最終処分場	1,853
民間	114

## 一般廃棄物最終処分場の許可施設の設置状況



# 産業廃棄物処理施設の設置状況

## ■ 産業廃棄物中間処理施設の施設数及び新規設置数

(平成18年4月現在)

中間処理施設の区分	施設数	平成17年度分新規施設数
汚泥の脱水施設	4,810	79
汚泥の乾燥施設(機械)	242	15
汚泥の乾燥施設(天日)	73	2
汚泥の焼却施設	679	16
廃油の油水分離施設	256	9
廃油の焼却施設	639	14
廃酸・廃アルカリの中和施設	186	3
廃プラスチック類の破碎施設	1,286	192
廃プラスチック類の焼却施設	1,052	18
木くず又はがれき類の破碎施設	8,135	571
コンクリート固型化施設	40	8
水銀を含む汚泥のばい焼施設	8	1
シアン化合物の分解施設	194	0
PCB廃棄物の焼却施設	0	0
PCB廃棄物の分解施設	16	1
PCB廃棄物の洗浄施設又は分離施設	16	4
その他の焼却施設(汚泥、廃油、廃プラスチック類、PCBを除く)	1,532	31
合計	19,164	964

## ■ 産業廃棄物最終処分場の新規設置数

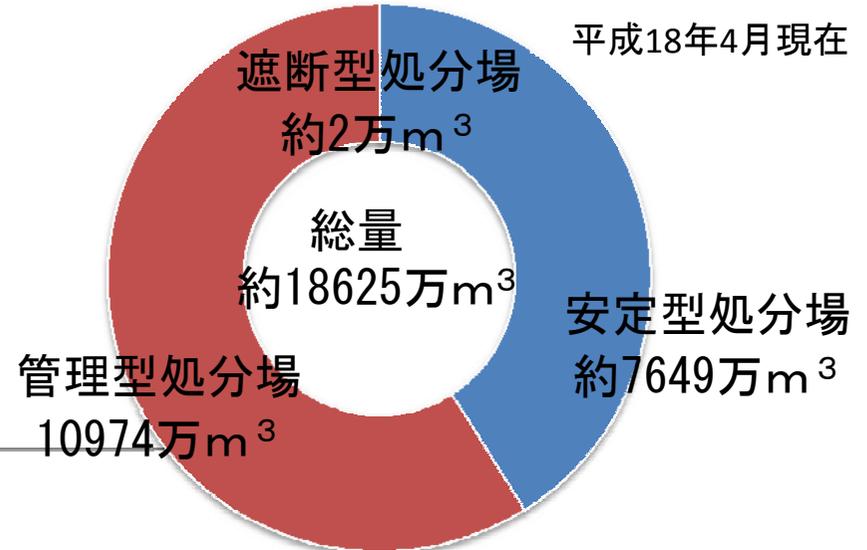
(平成18年4月現在)

	安定型処分場				管理型処分場				遮断型処分場			
	排出事業者	処理業者	公共	計	排出事業者	処理業者	公共	計	排出事業者	処理業者	公共	計
都道府県計	0	11	0	11	3	5	0	8	0	0	0	0
政令市計	1	8	1	10	0	2	1	3	0	0	0	0
全国計	1	19	1	21	3	7	1	11	0	0	0	0

# 産業廃棄物最終処分場の状況について

## 産業廃棄物最終処分場の残存容量

平成18年4月現在



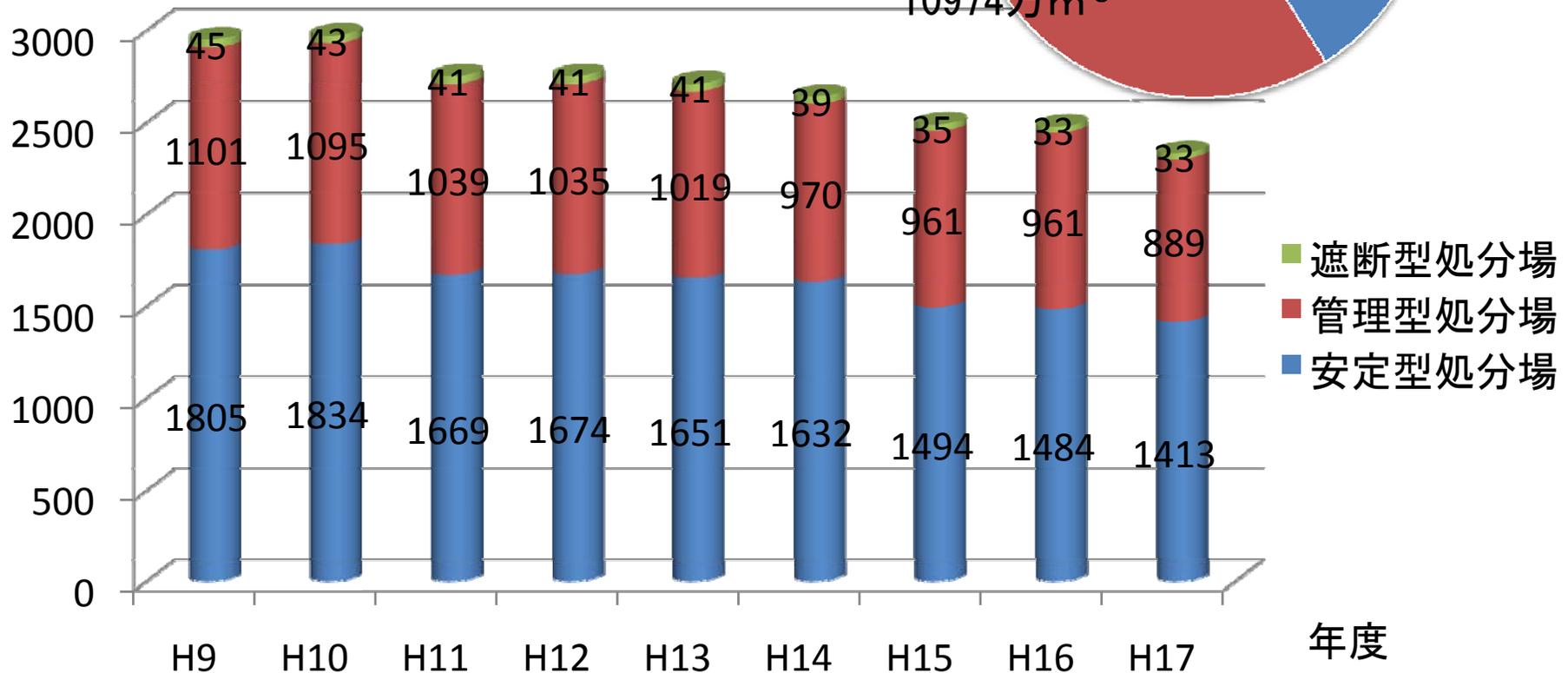
### 安定型最終処分場の割合

- 最終処分場残存容量の総量の約40%
- 最終処分場施設数の約60%

## 産業廃棄物最終処分場の許可施設数

平成18年4月現在

件数



# 産業廃棄物処理施設の許可の状況

## ■産業廃棄物処理施設の新規許可件数

### ○焼却施設

平成9年12月 構造基準及び維持管理基準の強化(ダイオキシン対策)

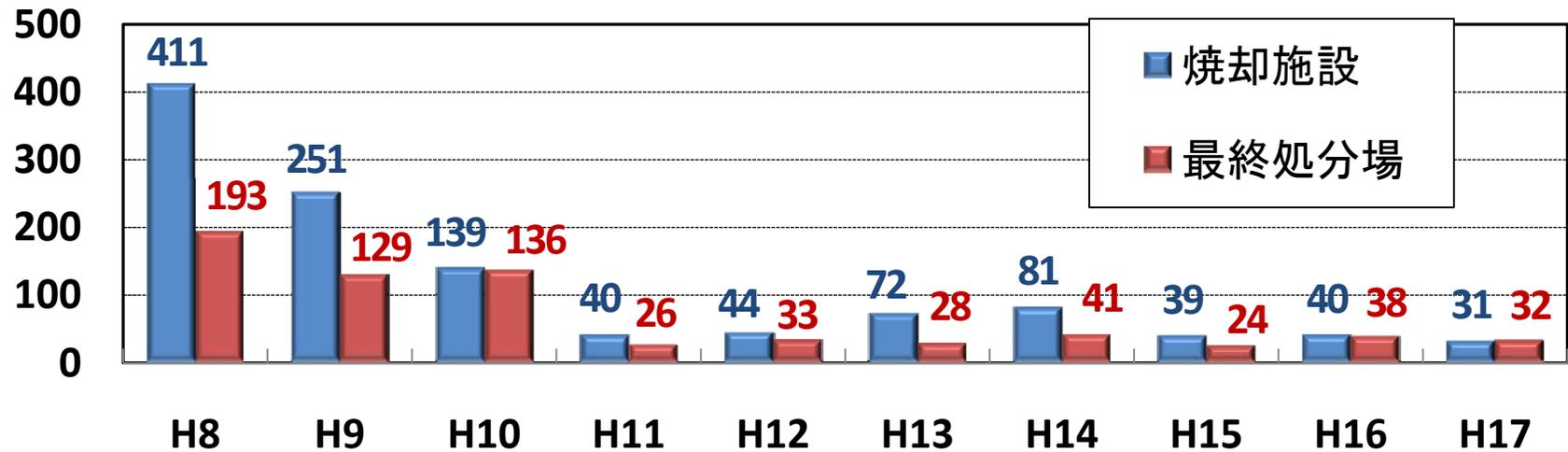
平成10年6月 施設許可手続の強化(生活環境影響調査の義務づけ、告示・縦覧)

### ○最終処分場

平成9年12月 面積要件の撤廃(規模の裾切りの撤廃)

平成10年6月 施設許可手続の強化(生活環境影響調査の義務づけ、告示・縦覧)

(件)



## ■法第15条の3に基づく施設許可取消処分件数

